

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 37 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 31 年岩手県条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(精神保健福祉業務手当) 第 7 条 精神保健福祉業務手当は、 <u>保健福祉部障害保健福祉課</u> 、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときは、支給する。 (1)～(3) [略] 2 [略]	(精神保健福祉業務手当) 第 7 条 精神保健福祉業務手当は、 <u>保健福祉部障がい保健福祉課</u> 、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときは、支給する。 (1)～(3) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(勤労身体障害者体育館条例の一部改正)

第 2 条 勤労身体障害者体育館条例（昭和 52 年岩手県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<u>勤労身体障害者体育館条例</u> (設置) 第 1 条 勤労身体障害者のスポーツの普及振興を図り、もって勤労意欲の高揚と福祉の向上に資するため、 <u>勤労身体障害者体育館</u> （以下「体育館」という。）を次のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県勤労身体障害者体育館</td><td>盛岡市</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	岩手県勤労身体障害者体育館	盛岡市	<u>勤労身体障がい者体育館条例</u> (設置) 第 1 条 勤労身体障害者のスポーツの普及振興を図り、もって勤労意欲の高揚と福祉の向上に資するため、 <u>勤労身体障がい者体育館</u> （以下「体育館」という。）を次のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県勤労身体障がい者体育館</td><td>盛岡市</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	岩手県勤労身体障がい者体育館	盛岡市
名 称	位 置								
岩手県勤労身体障害者体育館	盛岡市								
名 称	位 置								
岩手県勤労身体障がい者体育館	盛岡市								
備考 改正部分は、下線の部分である。									

(いわて県民情報交流センター条例の一部改正)

第3条 いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 <u>岩手県立視聴覚障害者情報センター</u>（第11条・第12条）</p> <p>第4章・第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、県民の文化活動等に関する情報の交流及び連携の場を提供し、地域文化の創造と発展に資するため、次に掲げる施設（以下「いわて県民情報交流センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>岩手県立視聴覚障害者情報センター</u></p> <p>（3） [略]</p> <p>第3章 <u>岩手県立視聴覚障害者情報センター</u></p> <p>（設置）</p> <p>第11条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設を、次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="145 1013 1079 1114"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>岩手県立視聴覚障害者情報センター</u></td> <td>盛岡市</td> </tr> </tbody> </table> <p>（準用）</p> <p>第12条 第3条及び第4条の規定は、<u>岩手県立視聴覚障害者情報センター</u>について準用する。この場合において、同条中「この章の規定」とあるのは、「知事の定めるところ」と読み替えるものとする。</p>	名 称	位 置	<u>岩手県立視聴覚障害者情報センター</u>	盛岡市	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 <u>岩手県立視聴覚障がい者情報センター</u>（第11条・第12条）</p> <p>第4章・第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、県民の文化活動等に関する情報の交流及び連携の場を提供し、地域文化の創造と発展に資するため、次に掲げる施設（以下「いわて県民情報交流センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>岩手県立視聴覚障がい者情報センター</u></p> <p>（3） [略]</p> <p>第3章 <u>岩手県立視聴覚障がい者情報センター</u></p> <p>（設置）</p> <p>第11条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設を、次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1151 1013 2085 1114"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>岩手県立視聴覚障がい者情報センター</u></td> <td>盛岡市</td> </tr> </tbody> </table> <p>（準用）</p> <p>第12条 第3条及び第4条の規定は、<u>岩手県立視聴覚障がい者情報センター</u>について準用する。この場合において、同条中「この章の規定」とあるのは、「知事の定めるところ」と読み替えるものとする。</p>	名 称	位 置	<u>岩手県立視聴覚障がい者情報センター</u>	盛岡市
名 称	位 置								
<u>岩手県立視聴覚障害者情報センター</u>	盛岡市								
名 称	位 置								
<u>岩手県立視聴覚障がい者情報センター</u>	盛岡市								
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

附 則

この条例は、平成20年8月1日から施行する。